淀 川 水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

総括表　様式－１　規制の方針等　　（水系名：淀川水系瀬田川）

種別	河川名	計画	方針	起　点	終　点	延　長	保安区域（m）　※別添平面図表示のとおり						掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添横断図、横断図表示のとおり	方針の理由等
							堤　防	護　岸	床　固	橋　梁	取水堰			
幹川	淀川（瀬田川）	規制	禁止	67/600	75/000	7.5k							平面図、横断図参照。	○全区間が自然公園法に基づく国定公園第二種特別地域に指定されており、露天掘りによる土石採取行為の許可が下りない区域に該当している。 滋賀県の定める滋賀県自然公園管理計画書により、土石の採取は、「新規の露天掘による土石の採取は原則として認めない。」としている。 河川管理者による行為以外は許可又は同意がなされないため、全区間禁止とする。
河川計		。				7.5k								

総括表　様式－２　採取可能量等及び年次計画　　（千ｍ３）

種別	河川名	起　点	終　点	延　長	掘削可能量	採取可能量	年次計画	Ｒ２年	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	計	備　考
幹川	瀬田川	67/600	75/000	7.5k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予想量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	
総計	－	－	－	－	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	

淀 川 水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

総括表　様式－１　規制の方針等　　（水系名：淀川水系琵琶湖）

種別	河川名	計画	方針	起　点	終　点	延　長	保安区域（m）　※別添平面図表示のとおり						掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添横断図、横断図表示のとおり	方針の理由等
							堤　防	護　岸	床　固	橋　梁	取水堰			
幹川	琵琶湖	規制	禁止	0/000	0/100	0.1k								○琵琶湖（直轄管理区間）において砂利の賦存量がなく、疎通能力も確保されている。 ○琵琶湖第１疏水揚水機場をはじめとする河川管理施設への影響の観点からも砂利採取行為を行うことは望ましくない。
河川計														

総括表　様式－２　採取可能量等及び年次計画　　（千ｍ３）

種別	河川名	起　点	終　点	延　長	掘削可能量	採取可能量	年次計画	Ｒ２年	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	計	備　考
幹川	琵琶湖	0/000	0/100	0.1k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予想量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	
総計	－	－	－	－	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	

淀 川 水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

総括表　様式－１　規制の方針等　　（水系名：淀川水系野洲川）

種別	河川名	計画	方針	起　点	終　点	延　長	保安区域（ｍ）　※別添平面図表示のとおり						掘削基準河床及び掘削基準断面	方針の理由等
							堤　防	護　岸	床　固	橋　梁	取水堰		※別添横断図、横断図表示のとおり	
幹川	野洲川												掘削基準河床＝計画河床高＋1.0m(全区間)	○全川にわたり中州に土砂堆積が見られる。掘削基準高と低水路平均河床高が近似しており、掘削の必要性は少ない。しかし、土砂量は、11次に比べ増加傾向にあり、低水路部の全面では無く、中洲のみを対象として砂利採取を可能とする。
		規制	禁止	0/000	0/200	0.2k							琵琶湖(滋賀県) マザーレイク２１計画（琵琶湖総合保全整備計画）	マザーレイク２１計画により湖中の砂利採取は全面禁止
		規制	規制	0/200	0/800	0.6k	30m	50m					（自然再生事業区域） 計画河床高　＋1.0m 堤防から　　30m 低水護岸から　50m（ヨシ帯30m含）	ヨシ帯の再生事業を実施しており、掘削により影響が出る可能性がある箇所は禁止とする。
		規制	規制	0/800	1/500	0.7k	30m						計画河床高　＋1.0m 堤防から　　30m	河川管理上支障のない範囲で採取可能
		規制	規制	1/500	2/500	1.0k	30m	20m					（かわまち事業区域） 計画河床高　＋1.0m 堤防から　　30m 低水護岸から　20m	公園整備と共に低水路利用も考慮されており、掘削により影響が出る可能性がある箇所は禁止とする。
		規制	規制	2/500	5/000	2.5k	30m						計画河床高　＋1.0m 堤防から　　30m	河川管理上支障のない範囲で採取可能
		規制	禁止	5/000	5/300	0.3k				上流150m 下流150m			県道近江八幡守山線橋梁工事（5.1k～5.2k）に伴う保安区域	橋梁新設工事中（～R6.3）のため保安区域の設定を行い、砂利採取を禁止する。
		規制	規制	5/300	7/000	1.7k	30m						計画河床高　＋1.0m 堤防から　　30m	河川管理上支障のない範囲で採取可能

規制	禁止	7/000	7/400	0.4k							（落差工）	治水上重要な施設であるため禁止とする。
規制	禁止	7/400	7/800	0.4k							河床低下に伴う禁止区間 近江富士大橋（7.7k）	近江富士大橋（7.7k）直下流で、計画河床高よりも平均河床高が低いことから、橋梁への影響等考慮し禁止とする。
規制	規制	7/800	8/200	0.4k	30m						計画河床高　＋1.0m 堤防から　　30m	河川管理上支障のない範囲で採取可能
規制	禁止	8/200	8/500	0.3k				上流150m 下流150m			県道野洲川橋（8.2k～8.5k）保安区域	構造令を満足しない橋梁のため保安区域の設定を行い、砂利採取を禁止とする。
規制	規制	8/500	8/800	0.3k	30m						計画河床高　＋1.0m 堤防から　　30m	河川管理上支障のない範囲で採取可能
規制	禁止	8/800	9/800	1.0k				上流500m 下流500m			東海道新幹線野洲川橋梁(8.8k～9.8k)保安区域、国道8号野洲栗東BP橋梁工事（9.4k～9.7k）に伴う保安区域、	構造令を満足しない橋梁、橋梁新設工事中（～R6.3）のため保安区域の設定を行い、砂利採取を禁止とする。
規制	規制	9/800	10/400	0.6k	30m	20m					計画河床高　＋1.0m 堤防から　　30m 低水護岸から　20m	河川管理上支障のない範囲で採取可能
規制	禁止	10/400	10/700	0.3k				上流150m 下流150m			野洲川大橋（10.4k～10.7k）保安区域	構造令を満足しない橋梁のため保安区域の設定を行い、砂利採取を禁止とする。
規制	規制	10/700	12/900	2.2k	30m	20m					計画河床高　＋1.0m 堤防から　　30m 低水護岸から　20m	河川管理上支障のない範囲で採取可能
規制	禁止	12/900	13/200	0.3k				上流150m 下流150m			野洲川3号水管橋（13.0k～13.2k）保安区域	構造令を満足しない橋梁のため保安区域の設定を行い、砂利採取を禁止とする。
規制	規制	13/200	13/400	0.2k	30m	20m					計画河床高　＋1.0m 堤防から　　30m 低水護岸から　20m	河川管理上支障のない範囲で採取可能

		規制	規制	13/400	13/800	0.4k	30m						計画河床高　＋1.0m 堤防から　　30m	河川管理上および堰管理上支障のない範囲で採取可能
河川計						13.8k								

総括表　様式－２　採取可能量等及び年次計画　　（千ｍ３）

種別	河川名	起　点	終　点	延　長	掘削可能量	採取可能量	年次計画	Ｒ２年	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	計	備　考
幹川	野洲川	0/000	13/800	13.8k	600	600	許可又は許可の予定量	120	120	120	120	120	600	
							採取可能量中の許可又は許可の予想量	10	0	0	0	0	0	
							流下予想量	0	0	0	0	0	0	
総計					600	600	許可又は許可の予定量	120	120	120	120	120	600	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	10	0	0	0	0	0	
							流下予想量	0	0	0	0	0	0	

淀 川 水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

総括表　様式－１　規制の方針等　　（水系名：淀川水系高時川）

種別	河川名	計画	方針	起　点	終　点	延　長	保安区域（m）　※別添平面図表示のとおり						掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添横断図、横断図表示のとおり	方針の理由等
							堤　防	護　岸	床　固	橋　梁	取水堰			
幹川	高時川	規制	禁止	-1/000	13/600	14.6k								○高時川及び流入支川において砂利の賦存量がない。 ○狭隘で急峻なV字形の渓谷であり、河床を掘削することで山腹崩落を招く恐れがある。 ○丹生ダム計画の中止（H28.7）に伴い、H29より地域整備事業(県道復旧等)が行われており（令和8年度末供用予定)、車両の乗入れは困難な状況である。
支川	奥川並川	規制	禁止	0/000	4/400	4.4k								
支川	鷲見川	規制	禁止	0/000	2/300	2.3k								
支川	尾羽梨川	規制	禁止	0/000	2/700	2.7k								
支川	針川	規制	禁止	0/000	1/500	1.5k								
河川計						25.5k								

総括表　様式－２　採取可能量等及び年次計画　　（千ｍ３）

種別	河川名	起　点	終　点	延　長	掘削可能量	採取可能量	年次計画	Ｒ２年	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	計	備　考
幹川	高時川	0/000	13/600	13.6k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予想量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	
支川	奥川並川	0/000	4/400	4.4k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予想量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	
支川	鷲見川	0/000	2/300	2.3k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予想量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	
支川	尾羽梨川	0/000	2/700	2.7k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予想量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	
支川	針　川	0/000	1/500	1.5k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予想量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	
総計	－	－	－	－	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	

淀川水系瀬田川平面図(1)

S=1/5,000

瀬田川橋梁(JR琵琶湖線)

保安区域　L=317m

保安区域　L=500m

保安区域
L=500m

瀬田川橋梁(JR琵琶湖線)

保安区域　L=255m

保安区域　L=500m

保安区域　L=500m

凡　例	
禁止区域	
保安区域	

大津市

淀川水系瀬田川平面図(2)

S=1/5,000

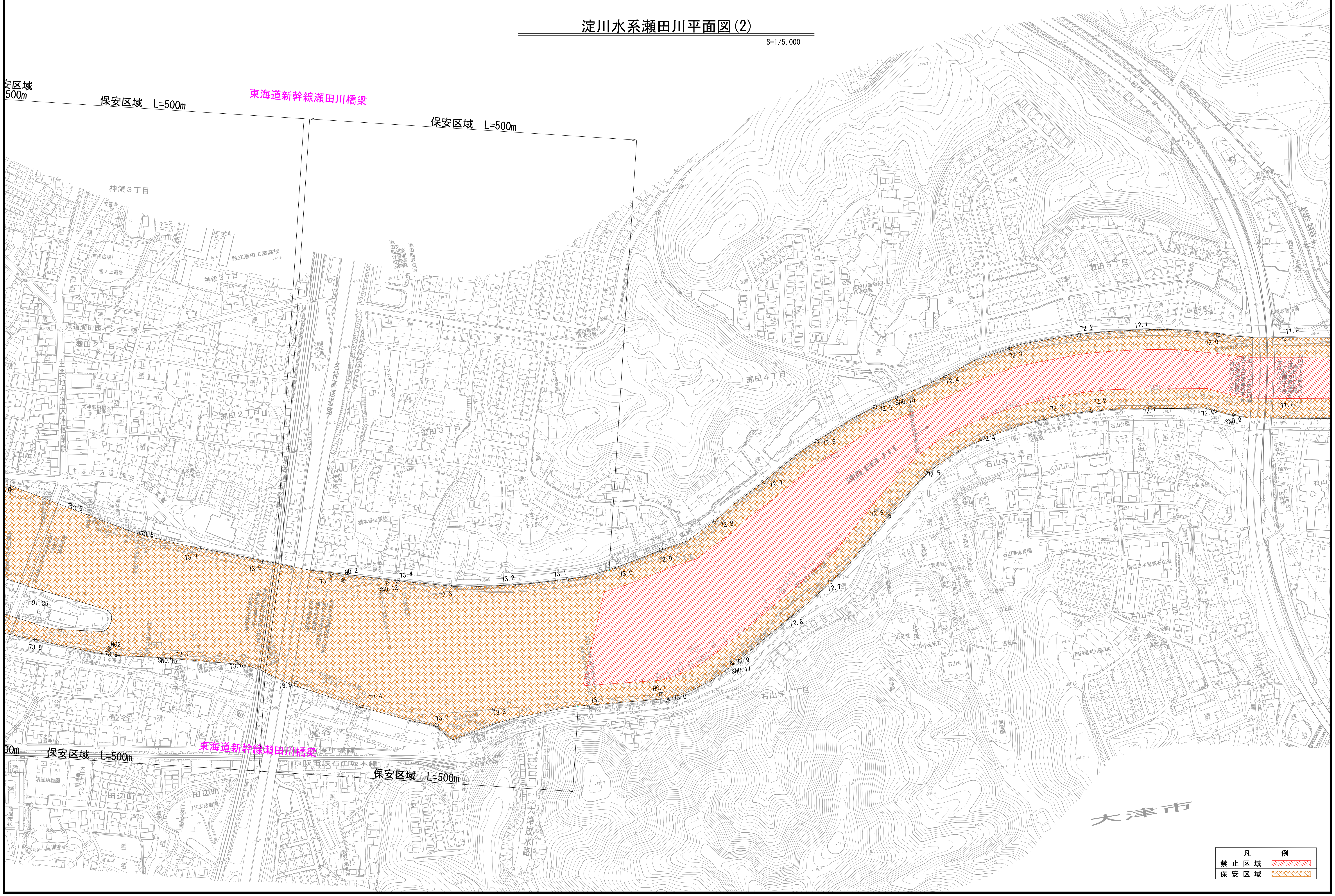

淀川水系瀬田川平面図(3)

S=1/5,000

瀬田川洗堰

保安区域 L=150m

保安区域 L=150m

瀬田川洗堰

保安区域 L=150m

保安区域 L=150m

凡	例
禁止区域	
保安区域	

淀川水系瀬田川平面図(4)

S=1/5,000

保安区域
L=150m

保安区域
L=150m

凡	例
禁 止 区 域	
保 安 区 域	

淀川水系琵琶湖　平面図　S=1:400

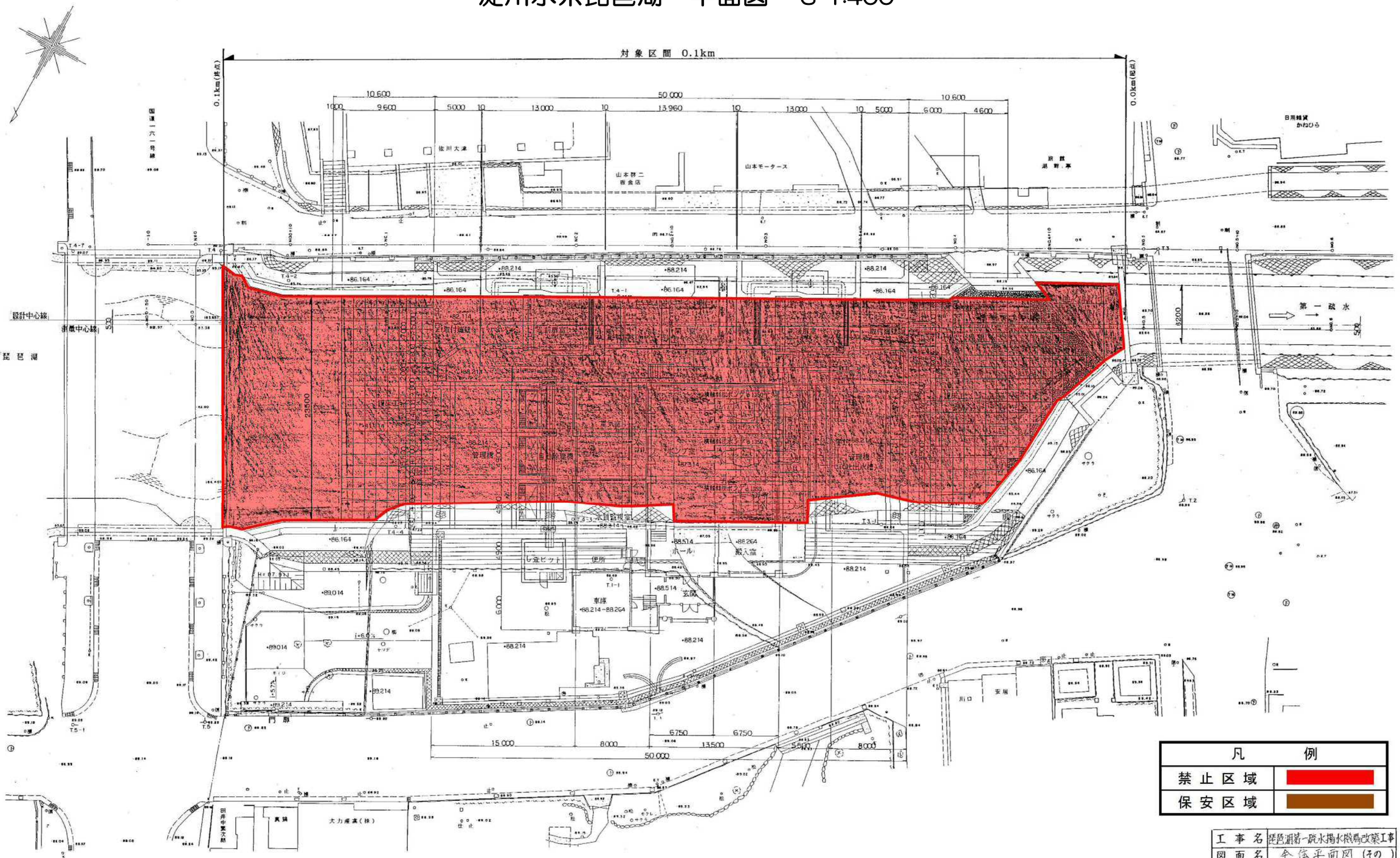

凡　例	
禁止区域	
保安区域	

工事名	琵琶湖第一疏水揚水機場改築工事		
図面名	全体平面図（その）		
縮尺	1/200	図面番号	48葉之内 1
設計年月	平成十年3月		
近畿地方建設局 琵琶湖工事事務所			

受託者名	近畿技術コンサルタンツ株式会社			
作製年月	年	月	番号	149葉之内 2

淀川水系野洲川平面図(1)

S=1/2,500

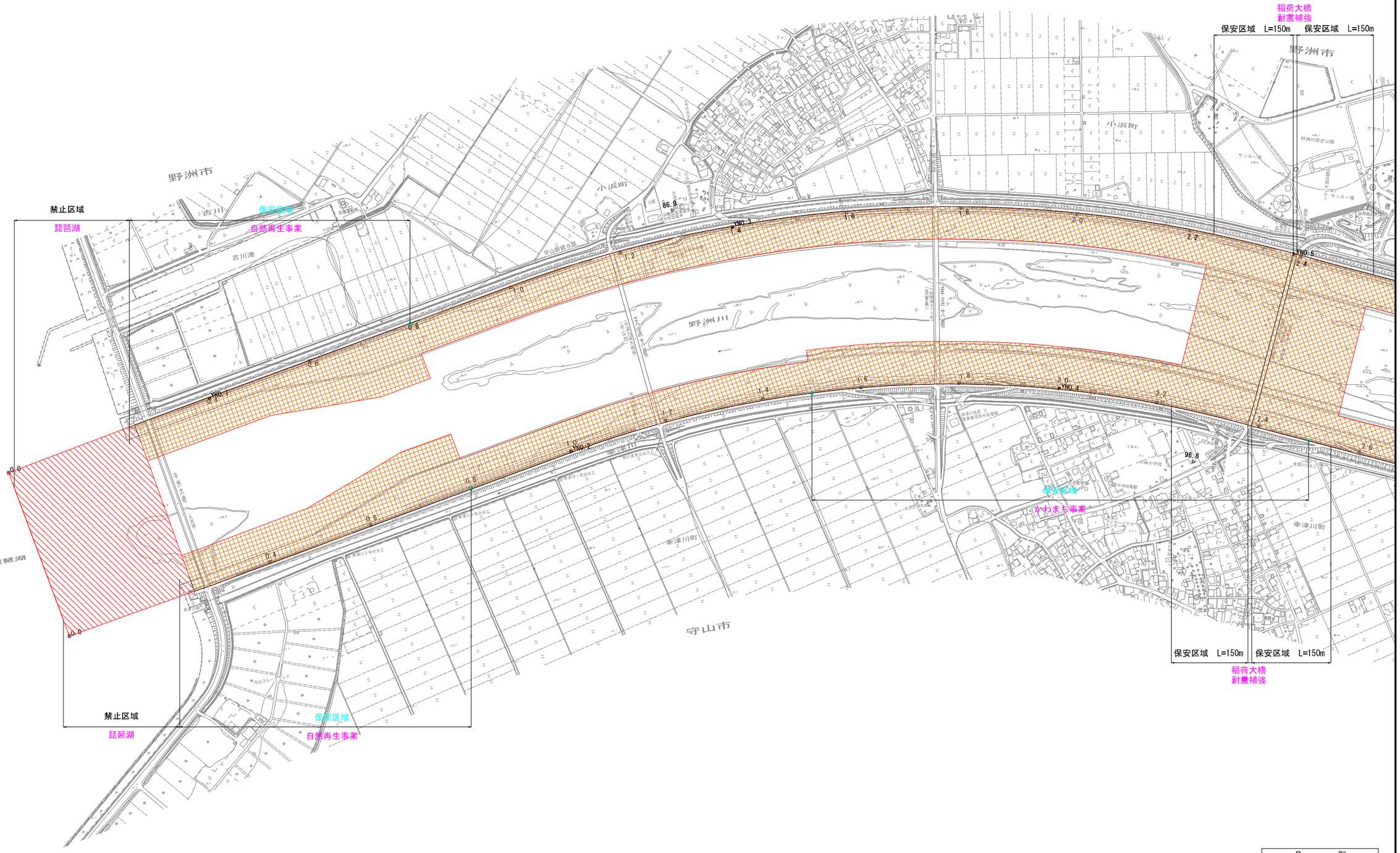

凡	例
禁止区域	
保安区域	

淀川水系野洲川平面図(2)

S=1/2,500

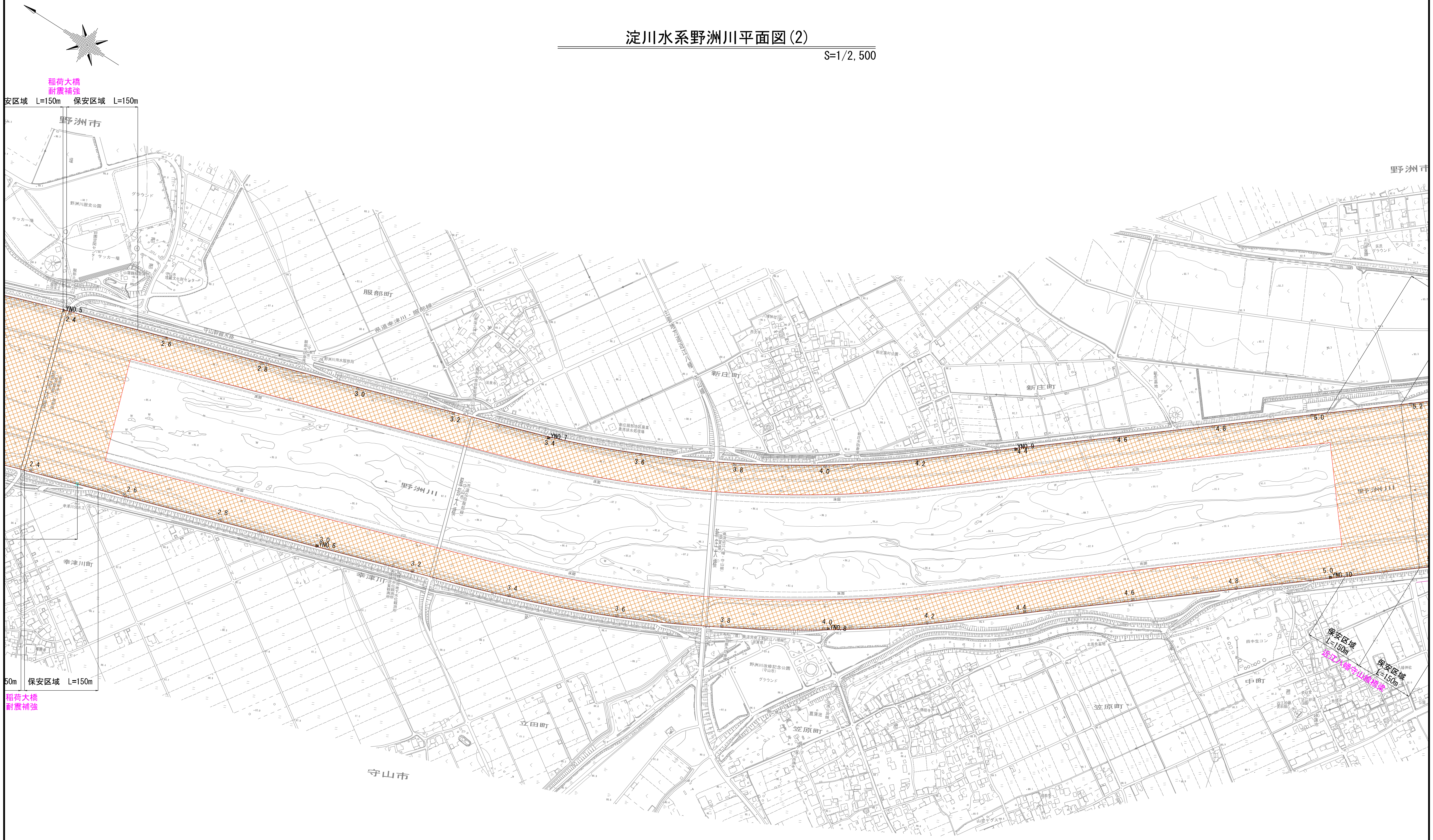

凡　例	
禁止区域	
保安区域	

淀川水系野洲川平面図(3)

S=1/2,500

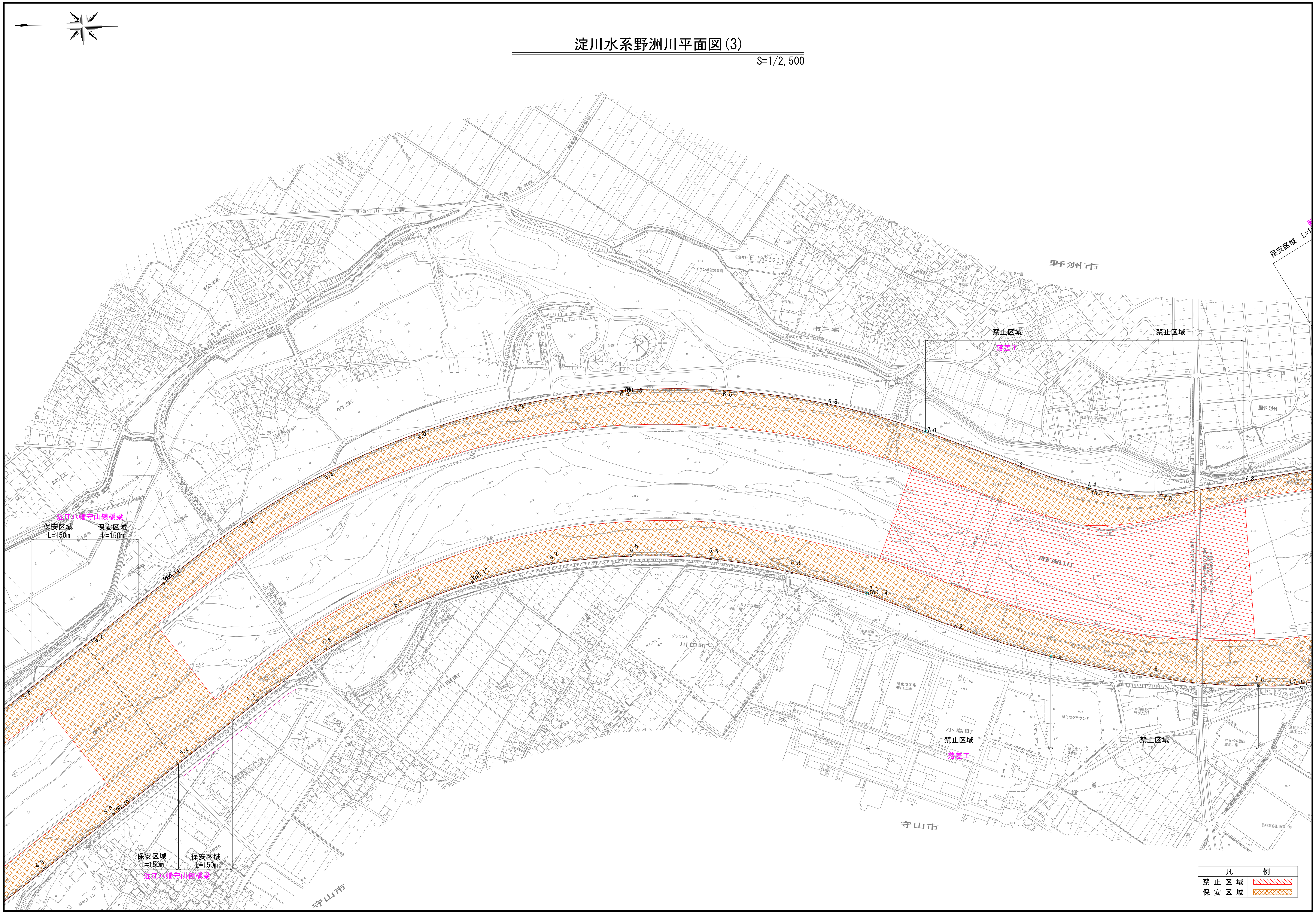

淀川水系野洲川平面図(4)

S=1/2,500

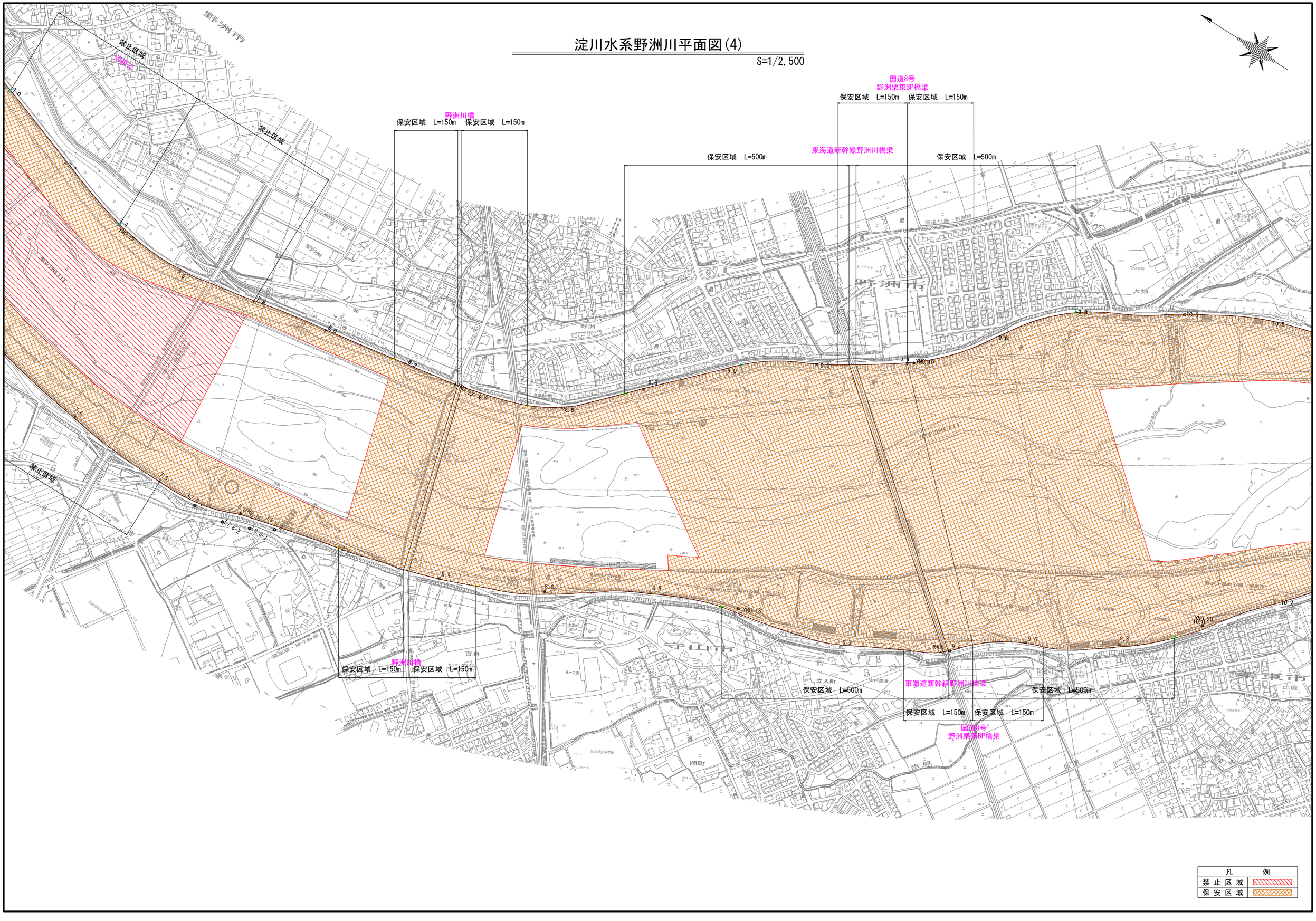

淀川水系野洲川平面図(5)

S=1/2,500

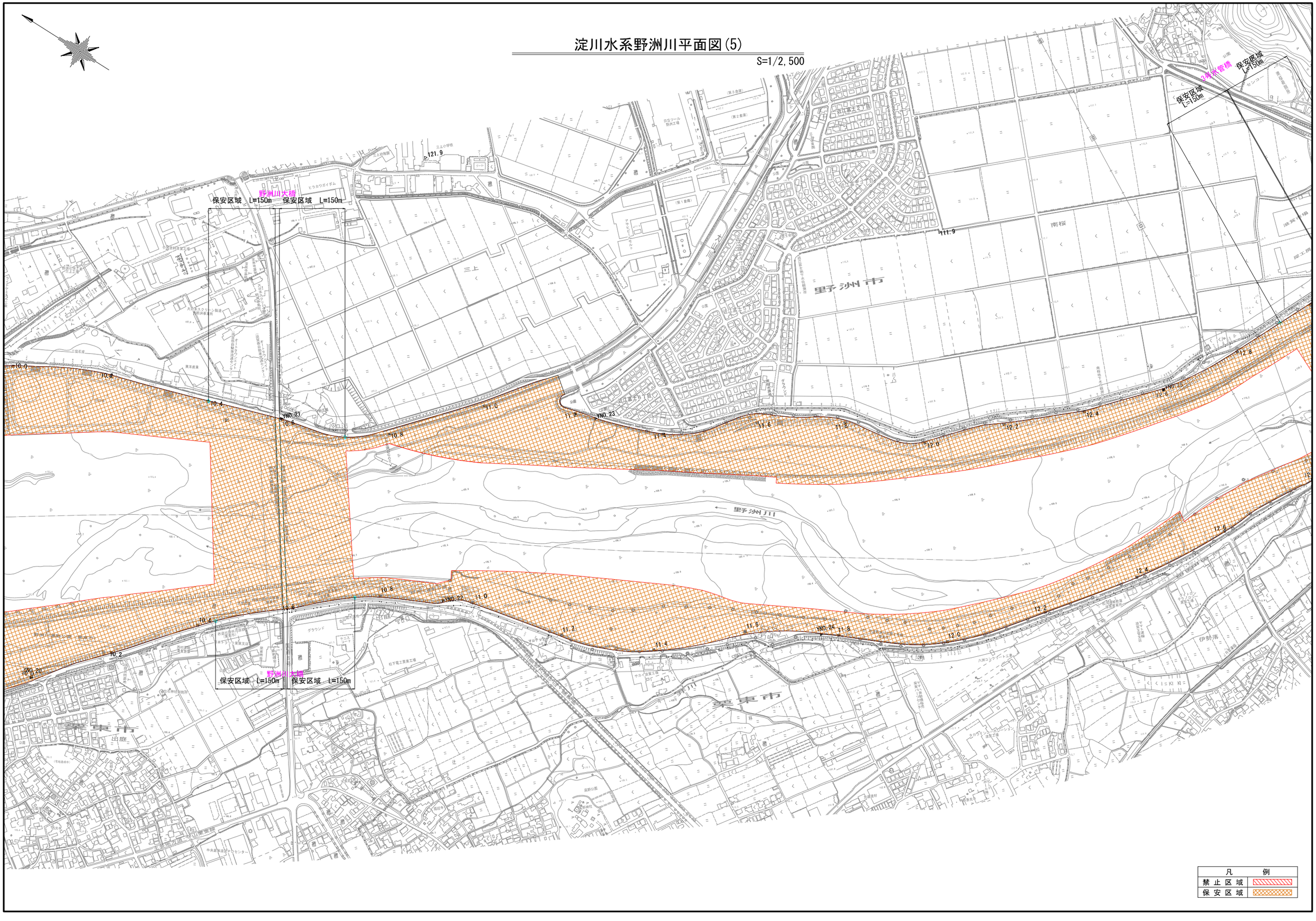

淀川水系野洲川平面図(6)

S=1/2,500

凡　例	
禁止区域	
保安区域	

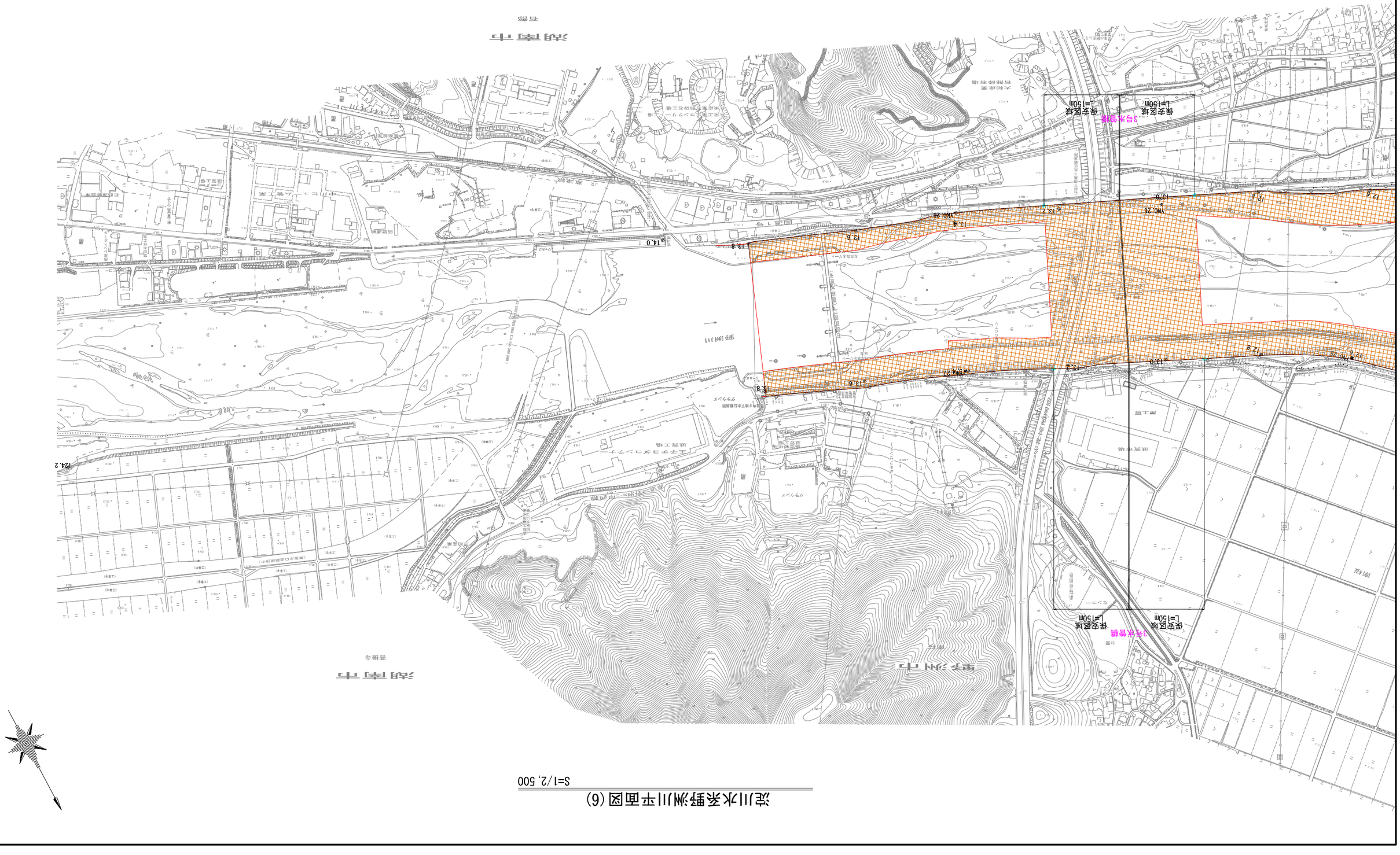

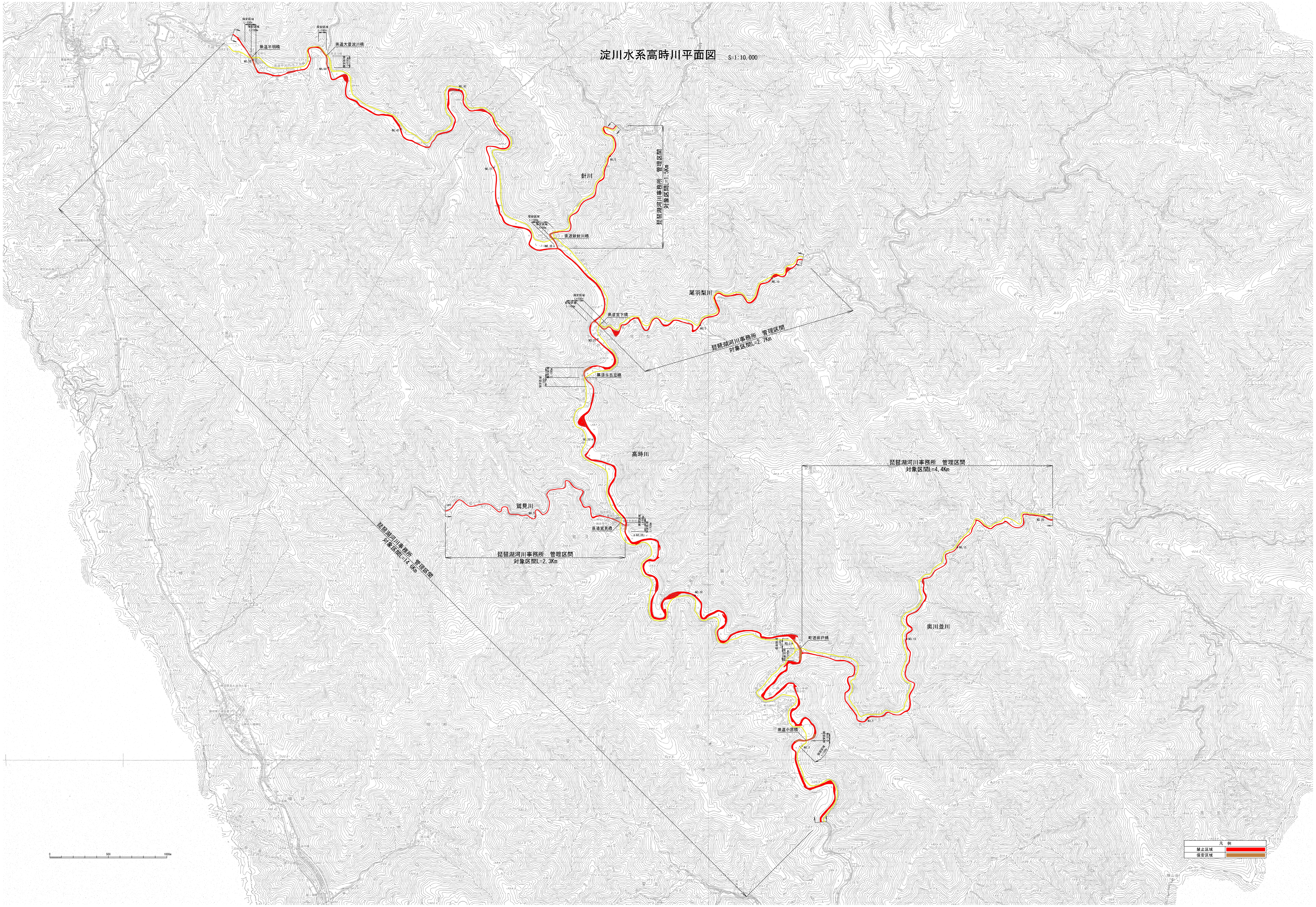

淀川水系高時川平面図
S=1:10,000
県道半明橋
県道大音波川橋
保安区域
L=100m
針川
琵琶湖河川事務所　管理区間
対象区間L=1.5Km
県道新針川橋
尾羽梨川
県道宮下橋
琵琶湖河川事務所　管理区間
対象区間L=2.7Km
県道古呂立橋
高時川
鷲見川
県道鷲見橋
琵琶湖河川事務所　管理区間
対象区間L=2.3Km
琵琶湖河川事務所　管理区間
対象区間L=14.6Km
琵琶湖河川事務所　管理区間
対象区間L=4.4Km
奥川並川
町道田戸橋
県道小原橋
凡　例
禁止区域
保安区域